

一般財団法人栃木県教育福祉振興会後期部会規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人栃木県教育福祉振興会（以下「振興会」という。）が実施する後期部会に係る事業（以下「後期部会事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(後期部会)

第2条 後期部会事業を実施するため、振興会に後期部会を置く。

(後期部会会員)

第3条 後期部会の会員（以下「後期会員」という。）は、第4条第1項に規定する掛金の全額を納入した前期会員（以下「後期会員」という。）並びにその配偶者をいう。

(後期部会への移行)

第4条 前期会員は、満60歳に達する年度の最終日を迎えたときまたは50歳以上で退職したときは、後期部会に移行する。

2 前期会員が満60歳に達する年度の最終日を迎えたとき、または50歳以上で退職したときで、後期部会に移行を希望しない場合は、満60歳に達したとき、または退職する年度の最終日から2か月以内に退会する旨理事長に文書をもって申し出なければならない。

なお、退会にあたっては、移行申請書（様式第11号）または退会申請書（様式第3号-1）を提出する。

(掛金)

第5条 前期会員が満60歳に達する年度の最終日を迎えたとき、または50歳以上で退職するときは、後期部会の掛金として振興会に、会員本人分550,000円を納入しなければならない。また、第3条の規定により配偶者も後期会員にする場合は、その配偶者分550,000円を併せて納入しなければならない。なお、納入した合計額と差額が生じる場合は、差額の一部を退会給付金をもって掛金に充てることができる。

2 後期会員は、第1項に規定する掛金の納入後は、一切の掛金納入の必要はない。

(会員の資格の喪失)

第6条 会員は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める日から会員の資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき 当該死亡の日の翌日
- (2) 退会を申し出たとき 当該申し出た日の翌日
- (3) 満80歳に達したとき 当該達した日の属する月の翌月の初日
- (4) 外国に移住したとき 当該移住の日

(後期部会員証書等)

第7条 理事長は、新たに後期会員となった者に後期部会に入会となった旨の通知をし、後期部会員証書等を交付する。

(届出)

第8条 後期会員および移行登録者は、氏名、住所または指定金融機関等登録内容に変更が生じたときは、速やかに理事長に文書で届け出なければならない。

第2章 事 業

(事業の種類)

第9条 後期部会事業の種類は、次のとおりとする。

(1) 給付事業

- ア 医療費補助金の給付
- イ 長寿祝金の給付
- ウ 健康祝金の給付
- エ 介護補助金の給付
- オ 死亡弔慰金の給付
- カ 非移行還付金の給付
- キ 退会還付金の還付
- ク 退会給付金の給付

(2) 保健福祉事業

- ア 人間ドック助成金の支給
- イ いきいき助成金の支給
- ウ その他保健福祉に関する事業

(医療費補助金の給付)

第10条 後期会員が疾病または負傷により保険医療機関等で保険医療を受けたときは、55歳に達した日の属する月から75歳に達した日の属する月まで、医療費補助金を給付する。

- 2 医療費補助金の額は、保険診療に要した費用（健康保険法等の規定に基づき算定した額）から、会員が加入する健康保険またはその他の法律に基づく医療保険による医療給付額および法令の規定により国または地方公共団体が負担する額を控除した額が2,000円以上となるときは、当該額に100分の50を乗じた額（その額に100円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額）とする。ただし、年度内給付累計上限額は30,000円とする。
- 3 前項の上限額に達した年度で他に請求できるものがある場合は、上限額に達した年度の翌年度以降において、その年度の上限額の範囲内で請求することができる。ただし、満75歳に達した日の属する年度の翌年度以降においては、請求することができないものとする。

- 4 医療費補助金は、同一保険医療機関における同一健康保険を使用した診療で、1か月（月の初日から末日までをいう。）を単位とする。
- 5 医療費補助金の請求は、医療費補助金請求書により行うものとし、保険医療機関の発行する領収書または保険診療分に係る点数について保険医療機関の証明を受けたものを添えて請求するものとする。

（長寿祝金）

第11条 後期会員が満77歳に達したときは、長寿祝金を給付する。

- 2 長寿祝金の額は、20,000円とする。

（健康祝金）

第12条 後期会員が、医療費補助事業対象期間中において、引き続き3年間医療費補助金の給付を受けなかったときは、健康祝金を給付する。

- 2 健康祝金の額は、20,000円とする。

（介護補助金）

第13条 後期会員（満55歳以上のものに限る。）が、在宅で3か月以上継続して介護を受けており、その病状が次の各号のいずれかに該当するときは、介護補助金を給付する。

- (1) 体位の変換が不可能な場合
- (2) 床上起座が不可能な場合
- (3) 食事および用便に介護者を必要とする場合

- 2 介護補助金の額は、50,000円とする。ただし、介護補助金の給付は同一人に1回限りとする。

（死亡弔慰金）

第14条 後期会員が死亡したときは死亡弔慰金を給付する。

- 2 死亡弔慰金の額は、30,000円とする。

（非移行還付金）

第15条 移行登録者が、第27条および第28条の定により移行登録者の登録を解消されたときまたは理事長が特別の事情があると認めたときは、納付済掛金と同額を非移行還付金として還付する。

（退会還付金）

第16条 後期会員が第6条の規定により後期会員の資格を喪失したときは、次の表の医療費補助事業の給付対象となつてからの期間（5年未満に限る。）の区分に応じ、同表に定める還付額を退会還付金として還付する。

医療費補助事業の給付対象となつてからの期間	還 付 額
1 年未満	4 5 0 , 0 0 0 円
1 年以上 2 年未満	3 5 0 , 0 0 0 円
2 年以上 3 年未満	2 5 0 , 0 0 0 円
3 年以上 4 年未満	1 5 0 , 0 0 0 円
4 年以上 5 年未満	5 0 , 0 0 0 円

(退会給付金)

第 17 条 後期会員が満 8 0 歳に達したときは、退会給付金を給付する。

2 退会給付金の額は、3 0 , 0 0 0 円とする。

(人間ドック助成金)

第 18 条 後期会員が人間ドック、脳ドック、その他の健診を受診し、2 , 0 0 0 円以上負担したときは、人間ドック助成金を支給する。

2 人間ドック助成金は、年度 1 5 , 0 0 0 円を限度額とする。

3 人間ドック助成金の請求は年度 1 回を限度とし、人間ドック、脳ドック、その他の検診を同一年度内で複数受診した場合は、前項に規定する限度額の範囲内で合わせて請求することができる。

(いきいき助成金)

第 19 条 後期会員が公演を鑑賞したとき、スポーツを有料で観戦したとき（いずれもオンラインを含む）、宿泊施設（泊を伴うもの。）、テーマパーク、ゴルフ場・スポーツクラブ・カルチャーセンター等を利用し、1 回の支払いが 3 , 0 0 0 円以上のときは、いきいき助成金を支給する。ただし、いきいき助成金の請求は 1 年度につき 4 回を限度とする。

2 いきいき助成金の額は、1 回 2 , 0 0 0 円とする。

(給付の制限)

第 20 条 次の各号の一に該当する場合には、給付を制限し、またはその一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 給付の請求や受領において、会員の故意による虚偽の申告や不正の事実があったとき
- (2) 会員の義務を履行しないとき

(権利の存続期間)

第 21 条 給付は、その原因である事実が会員としての資格を有する期間内に生じたものに行う。

（権利の消滅）

第22条 給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間これを行使しないときは、消滅する。

（給付額の調整）

第23条 第11条の長寿祝金を給付した後、会員が給付年齢前に死亡していたことが後日判明した場合は、死亡弔慰金から長寿祝金給付済額を控除して差額を給付する。

第3章 後期移行登録者

（後期移行登録者）

第24条 前期会員のうち満38歳以上で、後期部会移行登録者申請書（様式第1号）を提出した者および登録された配偶者を後期移行登録者（以下「移行登録者」という。）という。

2 移行登録者の登録は、前項の規定により満38歳に達する者は、その達する年度の初日をもって、また38歳以上の者は、随時申し出があった日の翌月の初日をもって開始する。

3 移行登録者に対しては、後期移行登録通知書（様式第4号-2）を送付する。

（後期移行登録者の配偶者の取扱い）

第25条 前条第1項の規定により後期移行登録者になろうとする者が、その申し出の際にその者の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）も併せて移行登録者になりたい旨理事長に文書で申し出たときは、当該配偶者も移行登録者となることができる。

（後期移行登録者の掛金）

第26条 移行登録者は、移行登録者の資格を取得した日の属する月から、毎月の給料の支給日に、2,000円（第25条の規定により配偶者を移行登録者とする旨申し出たときは、合わせて4,000円）を後期部会の掛金とする目的で振興会に納入しなければならない。ただし、給料が支給されない移行登録者については、理事長が別に定めるところにより、納入するものとする。

2 移行登録者のうち、栃木県以外の給与支給者は、毎月の指定日までに一般財団法人栃木県教育福祉振興会の指定口座に掛金を振込むものとする。

3 移行登録者が、市町教育委員会または国の教育機関等に転出し、栃木県から給与が支給されなくなった場合は、掛金の引去りを一時休止するものとする。ただし、継続会員を選択した場合は、掛金の引去りは継続する。

4 市町教育委員会または国の教育機関等から栃木県に復帰した場合は、掛金の引去りは再開するものとする。

5 理事長は、年1回以上、移行登録者に後期部会の掛金とする目的で納入している掛金の累計額の状況を報告するものとする。

（後期移行登録者の解消）

第27条 移行登録者は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合において、当該該当した日から起算して2か月以内に、登録の解消を理事長に文書をもって申し出たときは、当該申し出があった日の翌月の初日から登録を解消する。

- （1） 満60歳に達する年度が終了したとき
- （2） 死亡したとき
- （3） 退会を申し出たとき
- （4） 外国に移住したとき

2 移行登録者は、前条第3項本文の規定により納入すべき掛金を同項の理事長の定める日までに納入しないときは、当該理事長の定める日から起算して3か月以内に別に理事長の定める日から登録を解消する。

（後期移行登録者の登録解消の場合の配偶者の取扱い）

第28条 前条規定により移行登録者がその登録を解消した場合において、その移行登録者に配偶者がいるときは、当該配偶者も登録を解消する。

2 移行登録者が、死亡により登録を解消された場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、既に移行登録者となっている配偶者が第15条第1項に規定する医療費補助の対象年齢に達していて、当該配偶者が希望する場合に限り、後期会員となることができる。この場合において、当該配偶者に係る積立金が掛金に対し不足があるときは、当該配偶者は、その不足額を第7条第1項の規定により振興会に納入しなければならない。

3 前項の規定により掛金を納入すべき者が、理事長が定める日までに掛金を納入しないときは、当該納入期限の日から起算して3か月以内に別に理事長が定める日から登録を解消する。

（後期移行登録者の離婚の場合等の配偶者の取扱い）

第29条 移行登録者の資格のある配偶者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該配偶者の登録を解消する。

- （1） 移行登録者である教職員と離婚（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者にあつては、当該事実上の婚姻関係の解消をいう。）をしたとき。
- （2） 死亡したとき。

第4章 補 則

（準用）

第30条 振興会運営規程第11条（給付の請求者）、第12条（遺族の範囲および順位）の規定を準用する。

（細則）

第31条 この規程に定めるもののほか、後期部会事業の実施に必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、振興会の設立登記の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 公益財団法人栃木県教育福祉振興会退職者部会規程（平成5年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 施行日以前の事業および会員に関する規定は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 平成28年11月2日 一部改正

附 則

- 1 平成30年3月5日 一部改正

附 則

- 1 平成31年4月1日 一部改正
ただし、第21条第1項および第2項については10月1日施行とし、施行日までは、なお従前の例による。

附 則

- 1 令和5年2月22日 一部改正 規程名称、第1条、第2条、第3条、第4条（追加）、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条（追加）、第21条（追加）、第22条（追加）第23条（追加）、第24条（追加）、第25条、第26条第1項、同第2項（追加）、同第3項（追加）、同第4項（追加）、第5項、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条

ただし、令和6年4月1日施行とし、施行日までは、なお従前の例による。